2003

一般社団法人日本原子力学会

事務局職員退職金規程

2019年1月31日　第6回理事会承認

（目的）

第１条 本規程は，事務局職員就業規則（規程）（2002）第44条に基づき，一般社団法人日本原子力学会（以下，「本会」という）の事務局職員に対する退職金について定めるものである。

（退職手当の支給基準）

第２条　退職手当は，職員が退職した場合はその者に，職員が死亡した場合にはその遺族に支給する。ただし，職員が次の各号の一に該当する場合には退職手当は支給しない。

（１）勤続1年未満の退職

（２）事務局職員就業規則（規程）（2002）第63条第１項第６号（懲戒解雇）に該当するとき

（退職手当の額）

第３条　職員が定年退職，本会都合退職または死亡した場合においては，定年退職，本会都合退職または死亡した日における基本給に，別表1に定める定年支給率を乗じて得た基本額に別表2に定める調整額の60月分を加えた額とする。上記以外の場合は自己都合支給率扱いとし，基本額に調整額を加えた額とする。調整額は在職中の貢献度を勘案した額であり，退職前の60月の職務級に対応して算出する。なお，勤続9年以下の自己都合退職者には調整額は支給されない，また，勤続4年以下の退職者（自己都合退職者以外）および勤続10年以上24年以下の自己都合退職者は調整額が半額になる。退職手当の100円未満の端数があるときは100円に切上げる。

（退職慰労金）

第４条　定年退職者の在職中の勤務成績，本会への業績貢献度等を勘案して，退職慰労金を支給できるものとし，その金額は理事会において決定する。

（勤続期間の計算）

第５条　退職手当の算定の基準となる勤続期間の計算は，職員となった日の属する月から退職または死亡した日の属する月までの年月数による。ただし，休職期間は勤続年数に入れない。

（弔慰金）

第６条　職員が死亡した場合においては，その者が死亡した日における基本給の5月分を弔慰金としてその遺族に支給する。

（退職金の支給）

第７条　退職金は法令にもとづき，その退職金から控除すべき金額および職員が本会に債務を負うときは債務の弁済にあてるべき金額を控除し，その残額を直接本人（死亡の場合はその遺族)）退職の日から2週間以内に支給する。ただし定年の場合は，原則として退職の日に支給する。

（遺族の範囲および順位）

第８条　この規程にいう遺族の範囲および順位は労働基準法施行規則第42条，第43条，第44条および第45条の規定を準用する。

（退職積立金）

第９条　本会は毎事業年ごとに，必要額を勘案して積立てる。

（改定）

第10条　本規程の改定は，総務財務委員会が起案し，理事会が決定するものとする。

附則

１　昭和38年9月16日　第54回理事会制定，昭和38年8月25日施行

２　改定履歴

1. 昭和43年3月21日　第100回理事会承認
2. 昭和47年2月23日　第140回理事会承認
3. 昭和50年2月21日　第170回理事会承認
4. 平成9年5月28日　第393回理事会承認
5. 平成13年10月15日　第3回総務財務委員会起案，平成13年10月23日　第437回理事会承認
6. 平成15年3月11日　第7回総務財務委員会起案，平成15年4月21日　第452回理事会承認
7. 平成16年9月21日　第16・2回総務財務委員会起案，平成16年10月26日　第467回理事会承認
8. 平成19年9月12日　第19・2回総務財務委員会起案，平成19年9月19日　第490回理事会承認
9. 規約を内規に変更　平成25年3月22日　第7回総務財務委員会起案，平成25年3月22日　第7回理事会承認
10. 平成27年2月19日　第7回総務財務委員会承認，平成27年3月18日　第7回理事会報告
11. 内規を規程に変更　平成28年3月17日　第9回総務財務委員会起案，平成28年3月22日　第7回理事会承認
12. 2019年1月24日　第6回総務財務委員会起案，2019年1月31日　第6回理事会承認

附則

１　平成25年3月22日改定の内規は，平成25年4月1日から施行する。ただし，別表1（国家公務員退職金支給制度準拠）の施行は理事会承認日とする。

２　平成27年2月19日改定の内規は，総務財務委員会承認の日から施行する。

３　平成28年3月22日改定の規程は，平成28年4月1日から施行する。

４　2019年1月31日改定の規程は，2019年4月1日から施行する。

別表1　退職手当支給率

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 勤続年数 | 退職手当支給率表 | 勤続年数 | 退職手当支給率表 |
| 定年 | 自己都合 | 定年 | 自己都合 |
| 12345 | 1.02.03.04.05.0 | 0.61.21.82.43.0 | 2627282930 | 43.21245.08446.95648.82850.7 | 35.136.738.339.941.5 |
| 678910 | 6.07.08.09.010.0 | 3.64.24.85.46.0 | 3132333435 | 52.57254.44456.31658.18859.28 | 42.743.945.146.347.5 |
| 1112131415 | 13.87515.2516.62518.019.375 | 8.889.7610.6411.5212.4 | 3637383940 | 59.2859.2859.2859.2859.28 | 48.749.951.152.353.5 |
| 1617181920 | 21.37523.37525.37527.37530.55 | 15.3916.8318.2719.7123.5 | 4142434445 | 59.2859.2859.2859.2859.28 | 54.755.957.158.359.28 |
| 2122232425 | 32.6334.7136.7938.8741.34 | 25.527.529.531.533.5 |

別表2　調整額

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 等級 | 調整月額（円） | 年額（万円） |
| 区分1 | 5級 | 16,750 | 20 |
| 区分2 | 6級 | 20,850 | 25 |
| 区分3 | 7級 | 25,000 | 30 |
| 区分4 | 8級 | 33,350 | 40 |